

(証券コード 5918)
2024年6月11日

株 主 各 位

愛知県半田市神明町一丁目1番地
瀧上工業株式会社
代表取締役社長 瀧上 晶 義

第87回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第87回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に関しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しておりますので、アクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

当社 https://www.takigami.co.jp/ir_information/open_information.html
より 第87回定時株主総会招集通知・報告書 をご覧ください。

株主総会資料掲載 <https://d.sokai.jp/5918/teiji/>
より 直接ご覧いただけます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいます。本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月26日（水曜日）午後5時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県半田市神明町一丁目1番地 瀧上工業株式会社 3階会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第87期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結
計算書類監査結果報告の件
 2. 第87期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第3号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

以上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
3. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.takigami.co.jp/>）に修正後の事項を掲載いたします。
4. 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対してお送りする書面には記載しておりません。したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを掲載した書面をお送りいたします。また、上記事項については https://www.takigami.co.jp/ir_information/open_information.html 内の第87回定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項 に掲載しております。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金処分につきましては、安定的な配当を継続的に実施することを基本方針としつつ、業績の推移、今後の事業展開等を総合的に勘案し、以下のとおり期末配当およびその他の剰余金を処分させていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金50円 配当総額 112,055,700円

なお、中間配当金として1株につき金50円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金100円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月28日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 500,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案について同じ。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1	略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)
	1990年4月 当社入社 1997年6月 当社取締役営業部部長 1998年6月 当社取締役名古屋支店長 1999年10月 当社取締役東部営業部長 2004年6月 当社取締役兼執行役員東部営業グループ長 2006年6月 当社取締役兼執行役員営業本部長兼名古屋支店長 2007年4月 当社取締役兼執行役員営業本部長兼名古屋支店長兼企画管理室長 2007年6月 当社取締役兼執行役員管理本部管掌兼企画管理室長 2008年6月 当社常務取締役企画管理室管掌兼生産本部管掌兼工事本部管掌 2010年6月 当社代表取締役社長監査室管掌 2020年6月 当社代表取締役社長営業本部管掌兼監査室管掌 2023年4月 当社代表取締役社長 社長室管掌兼監査室管掌兼営業本部管掌 2023年6月 当社代表取締役社長 社長室管掌兼監査室管掌 2024年4月 当社代表取締役社長 監査室管掌 現在に至る
たき がみ まさ よし 瀧 上 晶 義 再任 生年月日 1961年12月1日 所有する当社の株式数 61,674株 取締役会出席状況 (当事業年度) 13回/13回 在職年数 27年	取締役候補者とした理由 瀧上晶義氏は、長年に亘り営業部門に携わってきた他、企画管理部門、生産部門、工事部門を経て2010年から代表取締役社長を務めるなど、事業運営全般に関する豊富な業務経験と高い知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 2



こ やま けん ぞう
小 山 研 造

再任

生年月日 1959年3月21日
 所有する当社の株式数 2,295株
 取締役会出席状況 (当事業年度) 13回/13回
 在職年数 8年

略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)

2012年 5月 瀧上建設興業株式会社取締役
 2015年 4月 当社執行役員保全本部長
 2016年 6月 当社取締役兼執行役員保全本部長兼工事本部管掌
 2018年 4月 当社取締役兼常務執行役員保全本部長兼工事本部管掌
 2019年 4月 当社取締役兼常務執行役員社長補佐兼コンプライアンス統括兼保全本部長
 2022年 4月 当社取締役兼常務執行役員社長補佐兼コンプライアンス統括兼保全本部長兼工事本部管掌
 2023年 4月 当社取締役兼常務執行役員社長補佐兼コンプライアンス統括兼工事本部管掌兼品質管理室管掌・保全本部長
 2024年 4月 当社取締役兼常務執行役員社長補佐兼コンプライアンス統括兼品質管理室管掌・橋梁インフラ本部長
 現在に至る

取締役候補者とした理由

小山研造氏は、当社子会社である瀧上建設興業株式会社および当社において長年に亘り工事・保全部門に携わり、その豊富な経験と知識を当社の経営に反映させることにより、業務執行の役割を十分に果たすと共に取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 3



たき がみ さだ たか
龍 上 定 隆

再任

生年月日 1965年8月3日
所有する当社の株式数 37,390株
取締役会出席状況 (当事業年度) 12回/13回
在職年数 9年

略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)

2009年 4月 当社入社
2010年 4月 当社管理本部総務グループ部長
2012年 3月 当社管理本部副本部長兼総務グループ長
2013年 4月 当社執行役員管理本部長
2015年 4月 当社執行役員管理本部長兼生産本部購買グループリーダー
2015年 6月 当社取締役兼執行役員管理本部長兼生産本部購買グループリーダー
2017年 4月 当社取締役兼執行役員管理本部長
2019年 4月 当社取締役兼常務執行役員鉄構本部長
2020年 5月 株式会社瀧上工作所代表取締役社長
現在に至る
2023年 4月 当社取締役兼常務執行役員安全環境管理室管掌・鉄構本部長
2024年 4月 当社取締役兼常務執行役員鉄構本部長兼調達室長
現在に至る

取締役候補者とした理由

瀧上定隆氏は、主に管理部門、購買部門に従事した後、2019年より鉄構本部長として当社の鉄構事業の再生を推進しており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより、業務執行の役割を十分に果たすと共に取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 4



むとうえいし
武藤英司

再任

生年月日 1961年8月28日
 所有する当社の株式数 1,418株
 取締役会出席状況 (当事業年度) 13回/13回
 在職年数 6年

略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)

1986年 4月 当社入社
 2007年 6月 当社品質管理室長
 2009年 4月 当社生産本部生産管理グループ長
 2009年 7月 当社生産本部生産グループ担当部長
 2010年 4月 当社生産本部設計グループ長
 2013年 4月 当社生産本部副本部長兼設計グループリーダー
 2014年 4月 当社生産本部副本部長 (設計・管理担当) 兼設計グループリーダー
 2015年 4月 当社執行役員生産本部長
 2017年 4月 当社執行役員生産本部長兼工場長
 2018年 4月 当社執行役員鉄構生産本部長
 2018年 6月 当社取締役兼執行役員鉄構生産本部長
 2019年 4月 当社取締役兼執行役員工事本部長
 2022年 4月 当社取締役兼執行役員技術本部長
 2024年 4月 当社取締役兼執行役員橋梁インフラ本部技術統括部長
 現在に至る

取締役候補者とした理由

武藤英司氏は、品質・生産管理部門、鉄構部門、工事部門、技術部門等当社の主要部門に従事し、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより、業務執行の役割を十分に果たすと共に取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 5



いわ た りょう
岩 田 亮

再任

生年月日 1962年8月30日
所有する当社の株式数 793株
取締役会出席状況 13回/13回
(当事業年度)
在職年数 3年

略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)

2018年10月 当社入社
2019年 4月 当社管理本部長
2020年 4月 当社執行役員管理本部長
2021年 6月 当社取締役兼執行役員管理本部長
2023年 4月 当社取締役兼執行役員事業創造本部管掌兼管理本部長
2024年 4月 当社取締役兼執行役員社長室長兼事業創造本部長兼管理本部長
現在に至る

取締役候補者とした理由

岩田 亮氏は、株式会社リクルートにて人事部門、株式会社岩手ホテルアンドリゾートにて管理部門、株式会社キョーイクおよび株式会社河合塾マナビス、裕進観光株式会社(ANAクラウンプラザホテル京都)において財務、総務部門の統括に携わり、その豊富な経験と知識を当社の経営に反映させることにより、業務執行の役割を十分に果たすと共に取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 6

はま じま しん じ
浜 島 伸 治

再任

生年月日	1955年5月30日
所有する当社の株式数	208株
取締役会出席状況 (当事業年度)	11回/11回
在職年数	1年

略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)

2014年 1 月	当社入社
2014年 4 月	当社営業本部名古屋営業所名古屋営業一部部長
2020年 4 月	当社執行役員営業本部長
2023年 6 月	当社取締役兼執行役員営業本部長
2024年 4 月	当社取締役兼執行役員橋梁インフラ本部営業統括部長 現在に至る

取締役候補者とした理由

浜島伸治氏は、松尾橋梁株式会社(現株式会社IHインフラシステム)、片山ストラテック株式会社(現日本ファブテック株式会社)において橋梁営業部門に携わり、当社においてもその豊富な経験と知識を営業部門にて発揮し、当社の経営に反映させていることから、業務執行の役割を十分に果たすと共に取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 7



はたけ やま とも ゆき
畠 山 智 行

新任

生年月日 1962年11月25日
所有する当社の株式数 600株
取締役会出席状況
(当事業年度) —
在職年数 一年

略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)

1986年 4 月 瀧上建設興業株式会社入社
2005年11月 当社転籍 工事本部工事グループ工事チーム課長代理
2014年10月 当社保全本部保全グループリーダー兼保全1 チームリーダー兼工事本部工事
グループ工事チームリーダー
2020年 4 月 当社保全本部副本部長兼保全グループリーダー兼保全チームリーダー
2021年 4 月 当社執行役員保全本部副本部長兼保全グループリーダー
2024年 4 月 当社執行役員橋梁インフラ本部保全統括部長
現在に至る

取締役候補者とした理由

畠山智行氏は、瀧上建設興業株式会社及び当社において、主に橋梁保全分野に長年携わり、保全事業の拡大に注力するなど、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させていることから、業務執行の役割を十分に果たすと共に取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役役に就任した場合は当該保険契約の被保険者となり、任期中に同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役香村哲也氏は、本総会終結後に執行役員管理本部長に就任するため、本総会終結の時をもって監査等委員である取締役を辞任されます。つきましては、その後任として監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、後任として選任する監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案について、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

 <p>おだひろたか 織田博孝</p> <p>新任</p> <p>生年月日 1958年4月10日 所有する当社の株式数 798株 取締役会出席状況 — (当事業年度) 在職年数 一年</p>	<p>略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)</p> <p>1994年4月 当社入社 2005年7月 当社生産本部技術設計グループ長兼開発チームリーダー兼監査室担当 2011年7月 当社企画管理室 副室長兼技術開発グループ長 2014年4月 当社執行役員企画管理室長 2016年6月 当社取締役兼執行役員企画管理室長兼新規事業開発室管掌 2019年4月 当社取締役兼執行役員企画管理室長兼管理本部管掌兼新規事業開発室管掌 2020年4月 当社取締役兼執行役員管理本部管掌兼技術本部長 2022年6月 当社上席技術顧問 現在に至る</p>
	<p>監査等委員である取締役候補者とした理由</p> <p>織田博孝氏は、当社の設計技術分野及び経営企画分野での豊富な経験と、取締役として当社の経営にも長年参画するなど、豊富な経験と知識を有していることから、これらの幅広い知見を活かして当社経営について適切な監査を行って頂くことを期待し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。</p>

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、織田博孝氏の選任が承認された場合、当社と織田博孝氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は当該保険契約の被保険者となり、任期中に同内容での更新を予定しております。

以上

事業報告

(自 2023年4月1日)
(至 2024年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果ならびに対処すべき課題

① 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、コロナ禍を乗り越え活気が戻りつつあるとともに、経済活動の正常化が進み、景気は緩やかな回復基調を取り戻しました。一方で、エネルギー・原材料価格の高騰や物価上昇、中国をはじめとする海外経済の減速、ロシア・ウクライナ情勢の長期化・中東情勢の展開等、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

橋梁業界におきましては、鋼道路橋発注量は、前年比14%減の約13万トンで、過去最低水準の厳しい状況で推移し、依然として受注競争の熾烈化が続いております。一方、橋梁保全工事の発注量は減少が見込まれるものの堅調に推移している環境にあります。

また、鉄骨業界におきましては、2023年暦年の発注量は1967年以来、56年振りに400万トンを割り込み、建設資材価格の上昇や慢性的な技能労務者不足から、中小物件を中心に全体の伸び悩みが続いております。

このような状況の中で、当社グループは、新設橋梁工事では、自治体発注物件を中心に大型案件を受注することができましたが、配置技術者不足による応札機会の減少や技術提案・交渉方式の対象工事において工事契約締結に至らなかったことから、橋梁部門受注高は115億1千万円（前連結会計年度比175億4千万円減・60.4%減）となり受注目標は未達となりました。

鉄骨部門では、首都圏再開発事業を主に民間建築案件の受注に努めた結果、鉄骨部門の受注高は39億6千万円（前連結会計年度比2億4千万円減・5.8%減）となり、当連結会計年度における鋼構造物製造事業の総受注高は154億8千万円（前連結会計年度比177億8千万円減・53.5%減）となりました。

主な受注工事は、橋梁部門につきましては、中部地方整備局の海津高架橋、愛知県の境川橋や蛇抜高架橋、岐阜県の新愛岐大橋、鉄骨部門では、みなとみらい52街区、ラピダス千歳等であります。

次に、各事業の業績につきましては、次のとおりであります。なお、各事業の業績については、事業間の内部売上高等を含めて記載しております。

鋼構造物製造事業につきましては、橋梁部門では、当社の橋梁生産高は鉄骨案件の増加により、昨年度より落ち込みましたが、新橋架設・保全の現場では大型案件の進捗により完成工事高は昨年度より増加いたしました。また、子会社では、高収益案件の進捗と鉄道関連案件における設計変更の獲得により、収益が大幅に改善いたしました。一方、鉄骨部門では、首都圏の高層ビル等の大型案件の生産がピークとなり、昨年度より大幅に生産高は増加しましたが、採

算性は厳しく損失を計上する結果となりました。その結果、完成工事高195億9千万円（前連結会計年度比45億5千万円増・30.3%増）、営業利益4億2千万円（前連結会計年度比3億6千万円増・595.8%増）となりました。

当連結会計年度に売上計上いたしました主な工事は、橋梁部門につきましては、西日本高速道路(株)の佐世保高架橋拡幅工事、中部地方整備局の東海環状北勢第一高架橋2、保全部門につきましては、中日本高速道路(株)の長良川橋床版取替工事、浜名湖橋支承取替工事、鉄骨部門につきましては、赤坂二丁目計画、中部電力パワーグリッド三重支社ビル新築工事、品川開発プロジェクト（第I期）4街区などであります。

不動産賃貸事業につきましては、売上高の大半を占める家賃の収入は横ばいとなりましたが、紹介手数料等の取引が昨年度より減少したことから、売上高は9億円（前連結会計年度比5千万円減・6.0%減）、営業利益5億1千万円（前連結会計年度比8千万円減・14.7%減）となりました。

材料販売事業につきましては、厚板部門は、鉄骨需要の減退による外販数量の減少と低採算の鉄骨用切板取引の増加により減益となりました。鉄筋建材部門は、住宅等の基礎工事や型枠工事の需要減による鉄筋需要の衰退に加え、原料高による仕入原価増による薄利化で減益となりました。レベラー部門は、大口取引先の生産停止等が大きく影響したため、減益となりました。この結果、売上高32億2千万円（前連結会計年度比1億3千万円増・4.4%増）、営業損失3千万円（前連結会計年度は4千万円の営業利益）となりました。

運送事業につきましては、グループ内取引の鉄骨工事関係の輸送取引の増加により、増収増益となりました。この結果、売上高5億3千万円（前連結会計年度比1億6千万円増・44.6%増）、営業利益1百万円（前連結会計年度は1千万円の営業損失）となりました。

工作機械製造事業につきましては、自動車業界の取引は依然として低位で推移しましたが、商社経由の新規取引先の確保に向けた営業活動も実施しております。この結果、売上高1億円（前連結会計年度比1千万円減・10.2%減）、営業損失1千万円（前連結会計年度は1千万円の営業損失）となりました。

その結果、当連結会計年度における連結損益は、完成工事高233億2千万円（前連結会計年度比47億1千万円増・25.3%増）、営業利益6億2千万円（前連結会計年度比2億6千万円増・72.3%増）、経常利益12億1千万円（前連結会計年度比3億9千万円増・47.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、9億8千万円（前連結会計年度比3千万円減・3.1%減）となりました。

② 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境について、国内建設市場におきましては、国土強靱化やインフラ老朽化対策のための予算が前年並みに確保される見込みで、公共工事の発注量は前年度から大きく変動しないものと予想されます。また、民間建設投資におきましても前年度と同水準で推移すると予想されます。

その一方、建設資材価格・労務価格の高騰や慢性的な担い手不足、時間外労働の上限規制の適用など、より一層の労働環境の充実、生産性向上が求められる状況にあります。

このような状況のなか、当社グループは前中期経営計画（2022年3月期～2024年3月期）では「再生と創造」をキーワードとし、主力事業の基盤強化と「入札だけに頼らない企業体を作る」という多角化戦略を掲げて取り組んできました。この3年間においては、基幹事業である鋼構造物製造事業では、鋼道路橋発注量の減少と材料費・人件費の高騰により、受注と採算の確保が困難な期間となりましたが、前中期経営計画の2年目にあたる2022年度の橋梁案件の受注は大型案件や橋梁保全案件も含め一定の成果を得ました。鉄骨・鉄構案件においても首都圏を中心とした再開発案件の受注は好調でありました。また不動産賃貸業においても、資本効率の低い物件を売却する一方で介護施設や賃貸マンション等、新たな投資を行うなどスクラップアンドビルドを進め、安定的な収益確保に努めてまいりました。

この結果、最終年度の数値目標である売上高、営業利益、経常利益については、それぞれ目標金額を上回ることが出来ましたが、営業利益率ではわずかに目標達成には至りませんでした。

当連結会計年度をもって前中期経営計画が満了したことに伴い、当社グループは新たに第5次中期経営計画（2025年3月期～2027年3月期）を策定いたしました。

当中期経営計画では、「変革とチャレンジ」をキーワードに、中長期的に基幹事業ポートフォリオの最適化を図り、事業利益の更なる向上を目指すことを基本方針として、次の戦略及び経営基盤強化に取り組んでまいります。

まず事業戦略として、基幹事業である鋼構造物製造事業においては、新設橋梁部門での受注戦略を強化し、中部地区を重点とした受注、大阪湾岸道路西伸部海上部の受注に注力するとともに設計変更対応力や生産・原価管理プロセスの強化など、利益向上のあらゆる施策を実行してまいります。橋梁保全部門では大型特殊橋保全工事に加え、中小規模の橋梁保全工事の継続的な受注を目指し、高速道路の大規模更新／床版取替工事にも注力いたします。鉄骨・鉄構事業では首都圏超高層案件に取り組むことを新規事業と同等のチャレンジと位置づけ、設備投資と人財投資を行いつつ社内体制を確実に構築するとともに、M&Aにより取得する予定の新たなグループ会社との連携を図り、着実な成長を目指してまいります。またその他事業においては、不動産賃貸事業での資本効率を考慮した資産の入れ替え、売却等の検討、材料販売事業での新規顧客の開拓及び既存顧客への販売増加による売上拡大、海外・新規事業では海外現地法人の更なる利益拡大を目指すとともに、大学や異業種とのアライアンスを構築し、既存事業における技術開発に繋げ、将来に向けての種まきとなる新規事業の企画をしてまいります。

次に財務戦略としては、利益の拡大によるキャッシュ・フローの向上と投資有価証券の売却、銀行借入等、資本効率を意識した多様な調達手段を活用し、人的資本や設備、M&A等への投資並びに株主還元を戦略的に行ってまいります。株主とのコミュニケーション強化として、ESGやサステナビリティなどの非財務情報に関する目標を設定し、モニタリングを開始するとともに、積極的なIR活動を実施いたします。

経営基盤強化としては、DX戦略と人財戦略のもと、財務、工場、工事現場等のあらゆる場面でのDX化の推進と、事業戦略と連動した人財育成や活用、働きがいのある労働環境の整備と社員エンゲージメントの向上に取り組む等人的資本にも積極的に投資を進めてまいります。

第5次中期経営計画は、基幹事業である鋼構造物製造事業における利益のさらなる向上を目指すことを最重要課題と位置づけ、資本効率を意識した経営の実現に向けた基盤固めを行う3年間と考えております。これらの戦略の実行により、中長期的にROE等の改善と資本コストの低減を実現し、次期中期経営計画での資本効率を意識した目標設定の具体化につなげていきたいと考えております。

以上の取り組みにより、中期経営計画の最終年度である2026年度に売上高288億円、営業利益8.4億円、経常利益12.7億円を目指します。

当社グループは、諸施策の着実な取り組みを通じて、経営目標達成と企業価値向上を目指していく所存でございますので、株主の皆様におかれましては、今後共なお一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

売上および受注の状況

(金額単位：百万円、比率：%)

部門別	売上高	対前連結会計年度 増減率	受注高	対前連結会計年度 増減率
橋梁	15,216	24.5	11,518	△60.4
鉄骨	4,377	55.8	3,965	△5.8
小計	19,593	30.3	15,483	△53.5
不動産賃貸事業	898	△6.2	—	—
材料販売事業	2,541	8.5	—	—
運送事業	153	19.0	—	—
工作機械製造事業	108	△10.2	—	—
その他の事業	31	3.5	—	—
計	23,328	25.3	15,483	△53.5

(注) 売上高は、各部門の売上高から部門間の内部売上高を控除した外部顧客への売上高で記載しております。

(2) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資等の主なものは、鋼構造物製造事業におきましては、鉄骨柱大組立溶接ロボット、コラム開先加工機、コラム切断機、不動産賃貸事業におきましては、名古屋市中区に賃貸マンションを建設中であります。

(4) 重要な組織再編等の状況

当社は、2024年3月26日開催の取締役会において、株式会社菊池鉄工所の全株式を取得し、子会社化することについて決議し、同社の株主との間で同日付で株式譲渡契約を締結しました。なお、株式譲渡の実行日は2024年10月1日であります。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

(金額単位：百万円)

区 分	第84期 2021年3月期	第85期 2022年3月期	第86期 2023年3月期	第87期 (当連結会計年度) 2024年3月期
受 注 高	15,386	14,540	33,273	15,483
売 上 高	16,181	14,678	18,617	23,328
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	932	138	1,017	986
1株当たり当期純利益	426円86銭	63円38銭	464円28銭	449円30銭
純 資 産 額	36,180	37,103	38,288	44,580

- (注) 1. 当社は、1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除）に基づき算出しております。
2. 「株式交付信託（従業員向け株式交付信託）」制度に関する株式会社日本カストディ銀行（旧 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）（信託口）が所有する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式（第84期 18,830株、第85期 18,224株、第86期 17,214株、第87期 40,282株）に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数（第84期 18,500株、第85期 18,000株、第86期 16,600株、第87期 43,600株）に含めております。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第85期の期首から適用しており、第85期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

(金額単位：百万円)

区 分	第84期 2021年3月期	第85期 2022年3月期	第86期 2023年3月期	第87期 (当事業年度) 2024年3月期
受 注 高	13,078	13,583	30,965	12,993
売 上 高	12,397	10,419	13,485	17,276
当 期 純 利 益	1,544	618	795	768
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	706円71銭	282円57銭	363円07銭	349円87銭
純 資 産 額	29,950	31,343	32,281	38,260

- (注) 1. 当社は、1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除）に基づき算出しております。
2. 「株式交付信託（従業員向け株式交付信託）」制度に関する株式会社日本カストディ銀行（旧 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）（信託口）が所有する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式（第84期 18,830株、第85期 18,224株、第86期 17,214株、第87期 40,282株）に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数（第84期 18,500株、第85期 18,000株、第86期 16,600株、第87期 43,600株）に含めております。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第85期の期首から適用しており、第85期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況 (2024年3月31日現在)

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社出資比率	主要な事業内容
丸定産業株式会社	100百万円	100.0%	鋼板の切断・加工販売 鉄筋・建材の販売 不動産賃貸業
株式会社瀧上工作所	75	100.0	不動産賃貸業
丸定運輸株式会社	30	100.0	橋梁、鉄骨、その他鉄構物の製品輸送
瀧上建設興業株式会社	100	100.0	一般土木建築、橋梁、鉄骨、その他鉄構物の製作・施工
株式会社ケイシステック ニジューサン	3.5	100.0	工作機械、自動車用工作機械、治工具等の設計・製作及び販売
瀧上不動産株式会社	45	100.0	不動産賃貸業
東京フラッグ株式会社	20	100.0	鋼構造物業における溶接工事

(注) 2024年3月26日付にて、株式会社菊池鉄工所を完全子会社化するための株式譲渡契約を締結いたしました。株式取得の実行日は2024年10月1日を予定しております。

(7) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは橋梁、鉄骨、鉄塔、その他鉄構物の設計・製作・施工および、これらに付随する一切の工事と工作機械の設計・製作・修理を行っております。各事業の内容は以下のとおりであります。

- ① 鋼構造物製造事業
鋼構造物の設計・製作・施工を行っております。
- ② 不動産賃貸事業
不動産賃貸ならびに管理業務を行っております。
- ③ 材料販売事業
鋼板の切断・加工販売、形鋼およびその他材料の販売を行っております。
- ④ 運送事業
橋梁・鉄骨・その他鉄構物の製品輸送を行っております。
- ⑤ 工作機械製造事業
工作機械・自動車用部品組付機等の設計・製作・修理を行っております。

(8) 主要な営業所および工場 (2024年3月31日現在)

① 当社

本	店	愛知県半田市	
支	店	東京支店 (東京都中央区) 大阪支店 (大阪市中央区)	
営	業	所	札幌、仙台、静岡、名古屋、岐阜、広島、福岡、沖縄
工	場	本社工場、半田第二工場 (愛知県半田市)	

② 子会社

丸 定 産 業 株 式 会 社	愛知県東海市 (本社・工場)
株 式 会 社 瀧 上 工 作 所	愛知県半田市
丸 定 運 輸 株 式 会 社	愛知県東海市
瀧 上 建 設 興 業 株 式 会 社	愛知県名古屋市
株式会社ケイシステックニジューサン	愛知県岡崎市
瀧 上 不 動 産 株 式 会 社	愛知県名古屋市
東 京 フ ラ ッ グ 株 式 会 社	東京都江戸川区

(9) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
454名	8名減

② 当社の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
313名	2名減	46.8歳	15.5年

2. 会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 7,175,100株
 (2) 発行済株式の総数 2,241,114株
 （自己株式456,486株を除く）
 (3) 株主数 899名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
Black Clover Limited	390千株	17.43%
万年青投資事業有限責任組合	256	11.43
瀧上精機工業株式会社	189	8.47
株式会社ジューグ	110	4.91
株式会社三菱UFJ銀行	103	4.63
瀧上茂	96	4.32
エムエム建材株式会社	69	3.08
瀧上晶義	61	2.75
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	43	1.95
日本製鉄株式会社	42	1.91

- (注) 1. 当社は自己株式456,486株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 3. 自己株式には、「従業員向け株式交付信託」制度の信託財産として三井住友信託銀行株式会社（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））が保有する43,600株は含まれておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役へ交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員および社外取締役を除く）	2,137株	7名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. (4) 取締役の報酬等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2023年5月15日付取締役会において、2018年3月5日付で導入した当社従業員向け株式交付信託制度の継続及びこれに伴い第三者割当による自己株式の処分を行うことについて決議し、2023年5月31日付で当該信託の受託者である三井住友信託銀行株式会社（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）に対して自己株式30,000株を処分いたしました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2024年3月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
瀧上 晶 義	代表取締役社長 (社長室管掌兼監査室管掌)	株式会社瀧上工作所代表取締役社長
小山 研 造	取締役兼常務執行役員 (社長補佐兼コンプライアンス統括 兼工事本部管掌兼品質管理室管掌・ 保全本部長)	
瀧上 定 隆	取締役兼常務執行役員 (安全環境管理室管掌・鉄構本部長)	
武藤 英 司	取締役兼執行役員 (技術本部長)	
伊藤 竜 也	取締役兼執行役員 (生産本部長)	
岩田 亮	取締役兼執行役員 (事業創造本部管 掌・管理本部長)	
浜島 伸 治	取締役兼執行役員 (営業本部長)	
香村 哲 也	取締役 (常勤監査等委員)	
小野寺 隆 実	取締役 (監査等委員)	新東工業株式会社社外監査役
大瀧 敏 幸	取締役 (監査等委員)	

- (注) 1. 取締役小野寺隆実氏および大瀧敏幸氏は、社外取締役であります。また当社は両氏を、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
2. 取締役香村哲也氏および小野寺隆実氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の強化や情報収集の充実、内部監査部門等との密な連携を図るため、常勤監査等委員を選定しております。
4. 取締役を兼務しない執行役員は、次のとおりであります。

地位	氏名	担当
執行役員	細田 雅之	工事本部長
執行役員	香川 尚史	営業本部副本部長
執行役員	畠山 智行	保全本部副本部長
執行役員	加納 泰司	鉄構本部副本部長
執行役員	緒方 公成	社長室長兼事業創造本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である社外取締役小野寺隆実および大瀧敏幸の両氏、ならびに監査等委員である取締役香村哲也氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員（すでに退任または退職者および保険期間中に当該役職に就く者を含む）を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の概要は被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求等に起因して、被保険者が被る損害を補償するものであります。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の報酬等の額又はその算出方法に係る決定方針に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針につきましては、2021年2月12日開催の取締役会において以下のとおり決議しております。

a.基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等、株式報酬等（監査等委員である取締役を除く）で構成しております。

b.基本報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針、取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する事項を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、取締役会や監査等委員会において、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定することとしております。

なお、役員退職慰労金については、2020年6月26日開催の定時株主総会において廃止しており、同株主総会終結後に引き続き在任する各取締役の退任時に役員退職慰労金を打切り支給することとしております。

c.業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定

に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針、取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する事項を含む。）

当社の業績連動型の役員賞与は、毎年、一定の時期に支給するものとし、取締役会において、経営成績や職務執行内容等を勘案して賞与支給総額を決定し、各取締役への配分については代表取締役社長（瀧上晶義）に一任の上決定することとしております。又、監査等委員会において、その決定金額について、当該事業年度の業績や同業他社の状況等を踏まえた妥当性を検証することとしております。

当該役員賞与決定に係る業績指標は、当期純利益を採用し、各取締役の役割・担当業務の中長期的な取組等を総合的に勘案して決定することとしております。

d.非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額若しくは数又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針、取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する事項を含む。）

当社の非金銭報酬等は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との価値共有を進めるものとして譲渡制限付株式を付与します。定時株主総会で選任された取締役（監査等委員である取締役を除く）を対象とし、定時株主総会終結後に開催される取締役会において決議し、一定の時期に付与することとしております。

当該譲渡制限付き株式の限度額は、年額35百万円（別枠）とし、譲渡制限付株式の上限は10,000株、譲渡制限期間は取締役の地位から退任するまでとしております。

e.金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の基本報酬、業績連動報酬等、株式報酬等の割合は、役位、職責、業績及び目標達成度等を総合的に勘案して設定することとしております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員報酬等（固定報酬としての基本報酬、業績連動型の役員賞与）に対する限度額は、2017年6月29日開催の定時株主総会において決議された限度額（取締役（監査等委員である取締役を除く）150百万円、監査等委員である取締役45百万円）の範囲内としております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は7名（うち社外取締役0名）で、監査等委員である取締役の員数は3名です。

また当該報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式を割当てる報酬制度の導入が決議されております。譲渡制限付株式報酬制度の限度額は、年額35百万円（別枠）とし、譲渡制限付株式の上限は10,000株として決定しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は7名（うち社外取締役0名）です。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	73,955 (-)	41,280 (-)	16,000 (-)	16,675 (-)	8 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	19,485 (9,900)	19,485 (9,900)	- (-)	- (-)	5 (4)
合計 （うち社外取締役）	93,440 (9,900)	60,765 (9,900)	16,000 (-)	16,675 (-)	13 (4)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、譲渡制限付株式報酬16百万円であります。
2. 当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容につきましては、2023年6月29日開催の第86回定時株主総会終結後に開催の取締役会において、第87期事業年度の報酬額（固定報酬）を決定しております。
3. 業績連動報酬等に係る業績指標は当期純利益であり、その実績は768百万円であります。当該指標を選択した理由は、ステークホルダーへの配当原資となる当期純利益を指標として用いることで、ステークホルダーとの建設的な対話を行い、中長期的な企業価値の向上を取締役に意識づけるためであります。当社の業績連動報酬は、各取締役の役割・担当業務の中長期的な取り込み等を総合的に勘案して決定しております。

④ 当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社の取締役会は、当事業年度の実績は、前年度に比べて大きく向上し、株主の皆様への利益還元も大きく進んでおります。また、当社の企業価値の向上を図るため、取締役の報酬等を適正に決定し、株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、業績連動報酬等を含む報酬制度を導入しております。当該報酬制度の導入は、株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、業績連動報酬等を含む報酬制度を導入しております。当該報酬制度の導入は、株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、業績連動報酬等を含む報酬制度を導入しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役小野寺隆実氏は新東工業株式会社の社外監査役であります。当社と同社との間に重要な取引はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 状 況 、 発 言 状 況 お よ び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (監 査 等 委 員)	小 野 寺 隆 実	2023年6月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回の全てに出席し、また、監査等委員会11回の全てに出席しております。出席した取締役会においては、他の会社の役員としての知識・経験に基づき、報告事項や決議事項に関し発言を行っております。また、出席した監査等委員会においては、監査等委員として行った監査の報告をし、他の監査等委員が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	大 瀧 敏 幸	2023年6月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回の全てに出席し、また、監査等委員会11回の全てに出席しております。出席した取締役会においては、他の会社の役員としての知識・経験に基づき、報告事項や決議事項に関し発言を行っております。また、出席した監査等委員会においては、監査等委員として行った監査の報告をし、他の監査等委員が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

五十鈴監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額

23,000千円

② 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

23,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積もりの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意することが相当であると判断いたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項の各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意により監査等委員会が解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査等委員会が、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制について、監査等委員会設置会社への移行に伴い、2017年6月29日付でその基本方針の一部を改正し、以下のとおりといたしております。

① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社および当社子会社（以下「当社グループ」という。）は、企業倫理の確立をはじめとする企業としての社会的責任を果たし、社会から信頼される企業づくりを推進するために「企業行動規範」を定め、企業行動の基本方針とする。また、その徹底を図るために、独立性のある社長直轄の組織である監査室が内部監査を定期的実施しコンプライアンスの状況を監査するとともに、組織横断的なコンプライアンス委員会を中心として役職員の教育を継続的に実施する。なお、活動状況は取締役会および監査等委員会に定期的に報告する。また、法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として社内通報制度を設置・運営する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

取締役の職務執行に係る情報を文書に記録し、その保存および管理に関する事項を文書管理規程に定め、取締役の閲覧要求に対して速やかに対応するものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、コンプライアンス、環境、災害、品質および情報セキュリティ等に係るリスクについて、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、当社グループ全体のリスク状況の監視および組織横断的対応は監査室および管理本部が行うものとする。新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者を定める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、社員が共有する当社グループ全体の目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的行動計画および権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すシステムを構築する。

- ⑤ 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループ各社における内部統制の構築を目指し、当社グループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。また、当社グループ各社に対して監査室が内部監査を実施し、その結果を当社グループ各社の取締役会に報告する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査等委員会は、監査室および管理本部所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。なお、監査等委員会の指示の実効性を確保するため、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、監査室長等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑦ 取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
当社グループの取締役または使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等をすみやかに報告する体制を整備する。監査等委員会に報告した者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。
- ⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員がその職務の執行について費用の請求を行ったときは、速やかに処理する。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部監査の実施状況

内部監査部門である「監査室」は、各部門に対して法令順守等内部監査を当事業年度において実施し、その結果を書面で代表取締役役に報告しました。また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を実施しました。

② 子会社の管理体制

当社取締役が子会社取締役を兼務し、子会社の業務執行状況をモニタリングするとともに、監査室が当事業年度において、内部統制監査を実施しました。

③ 監査等委員監査の実効性確保

監査等委員は、当社および子会社の役職員から監査に必要な情報について随時報告を受けるとともに、取締役会や経営会議等重要な会議へ出席し、業務執行が適切になされているかを確認しました。また、監査室監査に同行・連携し業務監査を行い、リスク抽出を行ってまいりました。

(注) この事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	22,170,175	流 動 負 債	6,435,544
現 金 預 金	3,134,502	支 払 手 形 ・	4,234,673
受 取 手 形 ・	17,268,055	工 事 未 払 金 等	577,554
完 成 工 事 未 収 入 金 等	64,968	未 成 工 事 受 入 金	256,838
有 価 証 券	138,608	未 払 費 用	21,817
商 品 及 び 製 品	379,070	リ ー ス 債 務	177,962
未 成 工 事 支 出 金	640,897	賞 与 引 当 金	48,350
材 料 貯 蔵 品	544,072	工 事 損 失 引 当 金	118,859
そ の 他	36,349,779	完 成 工 事 補 償 引 当 金	13,640
固 定 資 産	36,349,779	未 払 法 人 税 等	170,864
有 形 固 定 資 産	14,769,589	そ の 他	814,984
建 物 ・ 構 築 物	2,099,032	固 定 負 債	7,503,542
機 械 ・ 運 搬 具	1,333,655	長 期 借 入 金	672,493
工 具 器 具 ・ 備 品	62,327	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	119,801
賃 貸 不 動 産	6,591,448	株 式 給 付 引 当 金	141,503
土 地	2,863,737	退 職 給 付 に 係 る 負 債	924,197
リ ー ス 資 産	41,027	リ ー ス 債 務	25,018
建 設 仮 勘 定	1,778,359	繰 延 税 金 負 債	5,248,052
無 形 固 定 資 産	63,258	そ の 他	372,477
ソ フ ト ウ エ ア	42,989	負 債 合 計	13,939,087
リ ー ス 資 産	2,564	純 資 産 の 部	
そ の 他	17,704	株 主 資 本	34,029,153
投 資 そ の 他 の 資 産	21,516,931	資 本 金	1,361,250
投 資 有 価 証 券	21,116,764	資 本 剰 余 金	465,283
そ の 他	400,167	利 益 剰 余 金	34,929,401
資 産 合 計	58,519,955	自 己 株 式	△2,726,780
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	10,551,713
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	10,525,070
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	26,643
		純 資 産 合 計	44,580,867
		負 債 純 資 産 合 計	58,519,955

連結損益計算書

(自 2023年4月1日)
(至 2024年3月31日)

科 目	金 額
完 成 工 事 高	千円
完 成 工 事 原 価	千円
完 成 工 事 総 利 益	23,328,287
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	20,675,578
営 業 利 益	2,652,708
営 業 外 収 益	2,026,894
受 取 利 息 配 当 金	541,563
投 資 有 価 証 券 評 価 益	3,993
賃 貸 収 入	35,997
そ の 他 営 業 外 収 益	42,390
営 業 外 費 用	623,943
支 払 利 息	4,537
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,356
自 己 株 式 付 随 費 用	3,599
賃 貸 費 用	15,722
そ の 他 営 業 外 費 用	4,282
経 常 利 益	30,498
特 別 利 益	1,219,258
固 定 資 産 売 却 益	208,698
投 資 有 価 証 券 売 却 益	74,672
そ の 他 特 別 利 益	426
特 別 損 失	283,797
減 損 損 失	3,458
固 定 資 産 除 却 損	7,786
投 資 有 価 証 券 売 却 損	80,741
税金等調整前当期純利益	91,986
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	339,086
法 人 税 等 調 整 額	85,576
当 期 純 利 益	986,406
親会社株主に帰属する当期純利益	986,406

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	千円		千円
流動資産	18,767,329	流動負債	8,409,536
現金預金	2,123,338	支払手形	615,985
受取手形	270,568	工事未払金	1,917,723
完成工事未収入金	14,731,218	関係会社短期借入金	4,213,536
有価証券	64,968	リース債	13,810
未成工事支出金	265,703	未払費用	194,101
商品	74,124	未払法人税等	16,583
材料貯蔵品	50,333	未成工事入金	500,554
その他	1,187,074	賞与引当金	131,278
固定資産	33,665,505	役員賞与引当金	16,000
有形固定資産	9,643,620	完成工事補償引当金	12,254
建物・構築物	1,652,880	工事損失引当金	118,859
機械・運搬具	1,077,316	その他	658,850
工具器具・備品	50,976	固定負債	5,762,547
賃貸不動産	3,744,592	リース債	8,440
土地	1,320,934	繰延税金負債	4,585,733
リース資産	18,559	退職給付引当金	720,152
建設仮勘定	1,778,359	株式給付引当金	141,503
無形固定資産	50,671	その他	306,718
ソフトウェア	36,797	負債合計	14,172,083
リース資産	2,564	純資産の部	
その他	11,309	株主資本	27,828,875
投資その他の資産	23,971,213	資本金	1,361,250
投資有価証券	20,805,593	資本剰余金	462,843
関係会社株式	2,923,445	資本準備金	389,732
関係会社出資金	101,750	その他資本剰余金	73,111
長期前払費用	22,474	利益剰余金	28,731,562
その他	117,949	利益準備金	340,312
資産合計	52,432,835	その他利益剰余金	28,391,250
		退職慰労金積立金	35,000
		別途積立金	26,830,000
		繰越利益剰余金	1,526,250
		自己株式	△2,726,780
		評価・換算差額等	10,431,875
		その他有価証券評価差額金	10,431,875
		純資産合計	38,260,751
		負債純資産合計	52,432,835

損益計算書

(自 2023年4月1日)
(至 2024年3月31日)

科 目	金 額
	千円
完 成 工 事 高	17,276,473
完 成 工 事 原 価	15,669,049
完 成 工 事 総 利 益	1,607,424
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,393,500
営 業 利 益	213,924
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 配 当 金	589,318
投 資 有 価 証 券 評 価 益	3,993
そ の 他 営 業 外 収 益	36,064
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	2,843
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,356
自 己 株 式 付 随 費 用	3,599
経 常 利 益	834,500
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	208,295
投 資 有 価 証 券 売 却 益	74,672
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	6,600
投 資 有 価 証 券 売 却 損	80,741
税 引 前 当 期 純 利 益	1,030,127
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	165,627
法 人 税 等 調 整 額	96,373
当 期 純 利 益	768,126

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

瀧上工業株式会社
取締役会 御中

五十鈴監査法人

本部・津事務所

指定社員 公認会計士 端 地 忠 司
業務執行社員
指定社員 公認会計士 中 出 進 也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、瀧上工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、瀧上工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

瀧上工業株式会社
取締役会 御中

五十鈴監査法人

本部・津事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	端 地 忠 司
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	中 出 進 也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、瀧上工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第87期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月15日

瀧上工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 香 村 哲 也 ㊟

監査等委員 小野寺 隆 実 ㊟

監査等委員 大 瀧 敏 幸 ㊟

(注) 監査等委員小野寺隆実及び大瀧敏幸は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主メモ

1. 事業年度 4月1日から翌年3月31日まで
2. 定時株主総会 6月下旬
3. 基準日
定時株主総会 3月31日
期末配当金 3月31日
中間配当金 9月30日
その他 このほか必要ある場合はあらかじめ公告して基準日を定めます。
4. 株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社
5. 郵便物送付先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先) 電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)
取次事務は三井住友信託銀行株式会社の全国本支店で行っております。
6. 住所変更、単元未満株式の買取等のお申出先について
株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。
7. 未払配当金の支払いについて
株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。
8. 単元株式数 100株
9. 公告方法 電子公告により行います。
ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合には、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行います。
公告掲載URLは次のとおりであります。
<https://www.takigami.co.jp/>

ネットワーク



瀧上工業のネットワークについては以下のアドレスよりご確認くださいませ。

<https://www.takigami.co.jp/introduction/company.html>



株主総会会場ご案内図

会 場 愛知県半田市神明町一丁目1番地
瀧上工業株式会社 3階会議室



名古屋鉄道 河和線 知多半田駅下車 徒歩17分